

伐木等機械を起因物（小）とする死亡災害事例（1999-2022年）

年	月	発 生 時	死亡災害事例	業種 (小) コード	事故 の型 コー ド	労 働 者 規 模
2022	3	16 ～ 18	被災者は、林業伐採現場にて発生した臨時残材を収集しバイオマス燃料として再利用するために、伐採・集材・搬出作業の終了した林業現場に1名で赴き、グラップルレーキの運転業務中、現場内の集材道（坂道）の路肩から転落し、運転席から投げ出されグラップルレーキの下敷きとなった。災害発生日翌日朝、被災者が帰社していないことを知った知人が現場内で被災者を発見。その場で死亡が確認された（死因：胸腹部圧迫による窒息）	040301	1	10 ～ 29
2022	6	14 ～ 16	被災者は杉立木の伐倒作業を行っていた。被災者が受け口、追い口を切り、クサビにて伐倒しようとした立木（A）が倒れなかったため、同僚がグラップルを運転操作し、既に伐倒した杉丸太（B）を掴み、Aを押し倒そうとした。Bの側面にてAを押ししたところ、何らかの理由でBがグラップルから落下し、Bの真下にて伐倒方向の合図を出していた被災者に当たったものである。	060201	4	1 ～ 9
2022	8	8 ～ 10	杉の皆伐作業現場において、谷下の伐倒木を作業道に配置されたプロセッサで引き上げ、平坦な作業道に仮置きし、プロセッサの掴み機で引き上げた伐倒木の元口を掴もうとクローラを走行させたところ、路肩から約28メートル下に転落した（傾斜約38度）。被災者は、転落の途中に運転席から投げ出された。	060201	1	30 ～ 49
2021	2	8 ～	道有林の専用道から約60m下の崖下において、横転したグラップルソーに胴体の下敷きになっている被災者が発見された。被災者は発見直前、専用道脇にある木材の仮置き場にてグラップルソーを運転中に別労働者の運	60201	1	10 ～

		10	転する乗用車が来たため、グラップルソーをいったん専用道の路肩に移動していた。			29
2021	7	12 ~ 14	私有林の間伐及び林道を開設する現場において、被災者が立木を伐倒するためチェーンソーで受け口を作っていたが、別労働者が当該立木に近接して停止していた伐木等機械（木材グラップル機）を遠ざけようと運転を開始したところ、伐木等機械が旋回したため、被災者の頭部につかみ具が激突した。	60209	6	10 ~ 29
2020	1	10 ~ 12	斜面（40°～45°）に切り倒した杉（長さ約30m、切断面直径0.75m）を、当該斜面の上に造成した作業道の路肩から、林業グラップルで引き上げようとしたところ、当該林業グラップルが路肩から約13m転落し、運転していた被災者が胸部を強打し、死亡した。	60201	1	1 ~ 9
2020	2	8 ~ 10	木材グラップル機の作業範囲内で伐倒木をチェーンソーで切断する作業に従事していた被災者が、切断後に当該木材グラップル機の機体の後方に立ち入っていることに気付かず、当該木材グラップル機の運転者が後進させたところ、被災者の下肢が、当該木材グラップル機の右側のクローラに轢かれたもの。	60201	7	1 ~ 9
2020	3	14 ~ 16	太陽光発電建設予定地にて、6名で4台の車両系木材伐出機械等を使用して竹林の伐採等作業を行っていたところ、被災者が運転するゴムクローラ仕様の同機械が、作業道（幅員約4m、傾斜12～18度、谷側への傾斜2～10度）を滑り、路肩を超えて約20m下の作業場へ転落したもの。被災者は、運転席から投げ出され、同機械の下敷きになって死亡した。	60201	1	1 ~ 9
2019	1	10 ~ 12	被災者は、木材グラップル機を操作して工事現場の伐開に伴い発生した枝条を集積作業中、枝が重機キャビンのガラスに当たって割れ、運転席の窓の下に置いていた日報等が落ちてブームの根元に引っかかり、それを取ろうとキャビンから身体を乗り出した際、運転席右側のブームの操作レバーに被災者の身体の一部が当たり、ブームが動いたため、ブームの油圧シリンダーとキャビンに挟まれて死亡したもの。	30106	7	10 ~ 29

2019	4	14 ～ 16	立木の伐採作業において、追い口をチェーンソーで切っていたところチェーンソーが挟まり、木材グラップル機で立木を押ししてチェーンソーを抜き、そのまま木材グラップルで立木を押し倒したところ、倒れた立木がバウンドして跳ね上がり被災者の頭部に激突したもの。	60201	6	10 ～ 29
2019	7	14 ～ 16	被災者は、国有林内において、掘削バケットが付いた車両系木材伐出機械を操作して、支障木を伐倒しながら作業道の造成作業を行っていたところ、勾配約40度の斜面から機械ごと滑り落ち、そのまま20メートル程度転落したもの。被災者は地面と機械のキャビンにはさまれた状態で発見された。	60209	1	1 ～ 9
2019	11	14 ～ 16	国有林の立木伐採作業現場において、伐採業者がはい積みした伐倒木の寸法計測及び数量確認等の業務を行っていたところ、伐採業者の労働者が運転する車両系木材伐出機械（木材グラップル機）にひかれた。	170209	6	10 ～ 29
2019	12	12 ～ 14	伐木搬出作業のための土場において、被災者が木材グラップル機を運転して、フォワーダの荷台にある木材5本（長さ4m、合計重量1t）をつかんで野積みする作業中、木材グラップル機が転倒し、当該機械の下敷きになったもの。病院に搬送され治療を受けていたが、意識不明のまま後日低酸素脳症で死亡した。	60201	2	10 ～ 29
2017	1	12 ～ 13	自社所有の杉の皆伐搬出を行う現場において、被災者がチェーンソーで3本の杉の立木（樹高約20m、元口直径25～30cm）を伐木し、同僚が木材グラップル機を運転して、斜面上の伐倒木を掴んで集積作業を行っていたところ、被災者が約20m離れた作業道上に倒れているのを発見した。被災者は保護帽を着用した状態で、チェーンソーは被災者の側に有った。	60201	6	1 ～ 9
2017	3	8 ～ 9	被災者は、チェーンソーで伐木の枝払いの作業中、フェラーバンチャが把持していた伐木に接触して死亡した。	60201	6	10 ～ 29
2017	3	8 ～	伐木等機械である木材グラップル機のクローラー部分にひかれた。	60201	7	1 ～

		9				9
2017	4	14 ～ 15	<p>民有地の伐木作業に使用していた木材グラップル機のバケットに亀裂が入り使用できなくなったので、機械の入替をするため、7トン積みトラックの荷台に木材グラップル機を積載する作業をしていたところ、荷台から木材グラップル機が横転・転落し、投げ出された運転手が木材グラップル機の下敷きとなり、死亡した。</p>	60201	1	1 ～ 9
2017	6	14 ～ 15	<p>仮工事中道路建設に伴う準備工として、山林の伐採・搬出作業を行っていた際、法面に設けた作業道でグラップルを用いて伐木後の枝葉の集積作業を行っていたところ、クローラー下部の作業道路肩が崩壊したことにより、グラップルに搭乗したまま約10m下まで滑落し、運転席から投げ出された状態で倒れている被災者が発見された。</p>	30102	1	1 ～ 9
2016	3	11 ～ 12	<p>民有林の皆伐作業現場で、仮積みしていた原木（長さ約14m、元口直径約30cm、末口直径約15cmの檜の木）を玉切り作業場所へ移動させるため、代表が木材グラップル機を運転し、原木を掴んで旋回させたところ、玉切り作業場所を歩いていた被災者の頭部に原木の末口が激突した。</p>	60201	6	1 ～ 9
2016	10	13 ～ 14	<p>ダム建設用の進入路を整備するために伐採した木を車両系木材伐出機械を用いてダンプトラックに積載する作業において、被災者は車両系木材伐出機械の周辺でチェーンソーを用いて伐採した木の枝切りをしていたところ、後退してきた車両系木材伐出機械に激突され、死亡した。</p>	30106	6	1 ～ 9
2016	11	16 ～ 17	<p>椎茸原木用の広葉樹伐採現場において、被災者は木材グラップル機を運転し、私道に倒れている伐倒木を谷に寄せていたところ、木材グラップル機もろとも谷に転落した。</p>	60201	1	10 ～ 29
2015	10	8 ～ 9	<p>伐採現場の道路上で事業主は玉切りした木材を集材車に積み込むため木材グラップルで木材5本をつかんで旋回したところ、木材の1本が玉切りされておらず、検材中の被災者に激突し、被災者は木材を抱きかかえた状態で空中に旋回され、それに気づいた事業主が旋回を止めたときに地面に落下した。</p>	60201	1	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.html(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202311_02.html